

## 特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会幹事会規程

### (幹事会の設置)

第1条 特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会(以下「協会」という。)の重要事業及び加盟団体事の総合的活動を推進するため、幹事会を設置する。

### (幹事会の構成)

第2条 幹事会は、各加盟団体から届出された1名の幹事を以って構成する。

2 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 加盟団体は改選期ごとに、別に定める幹事届出書を3月末日まで会長に提出するものとする。

### (幹事長及び副幹事長の選任等)

第3条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 前項の幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

### (会 議)

第4条 幹事会は、協会長が招集し、次条所掌事項について審議する。

2 幹事会の会議は、幹事の過半数の出席により成立し、議事は過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。

3 幹事会の会議は、幹事長が議長となる。

4 幹事会の審議事項は、理事会に提案しなければならない。

### (所掌事項)

第5条 幹事会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総会に関する事
- (2) 定款の改廃及び諸規程に関する事
- (3) 表彰に関する事
- (4) 財政に関する事
- (5) 指定管理に関する事
- (6) 社会体育施設に関する事
- (7) 協会推進事業に関する事
- (8) 各種スポーツ大会の主催、共催及び後援に関する事
- (9) 研修会並びに講習会的主催、共催及び後援に関する事
- (10) スポーツ少年団に関する事
- (11) スポーツ医療、保健に関する事
- (12) 栗原市から委託されたスポーツ事業に関する事
- (13) スポーツ指導者の育成及び指導に関する事
- (14) スポーツの啓発宣伝及び普及活動に関する事
- (15) その他協会の振興に関する事

### 附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月1日から一部改訂し施行する。

この規程は、令和元年7月17日から施行する。

様式(第2条)

令和 年 月 日

特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会長 様

加盟団体名

代表者役職氏名

特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会幹事届出書

下記の者を特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会の幹事に届出いたします。

団 体 名	
(ふ り が な) 氏 名	
住 所	〒
電話・ファックス番号	
電子メールアドレス	

※ 令和 年 月 日 ( ) まで事務局に提出 (厳守) 願います。